

送 信 書

送信日時 平成19年5月17日(木) 午後1時45分

送信枚数 全2枚(本書面含む。)

宛て先 原告ら代理人 光 前 幸 一 殿

発信者 新潟地方裁判所高田支部 裁判所書記官 小 林 真 幸
(電話(ダイヤルイン) 025-524-5209)

標 題 カラシナ・ディフェンシンの抗体の確保について

連絡事項 標記の書面を別添のとおり送信します。

平成17年(ワ)第87号, 平成18年(ワ)第16号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔外 2 2名

被 告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

平成19年5月17日

新潟地方裁判所高田支部

カラシナ・ディフェンシンの抗体の確保について

当裁判所は、被告から現在保管中のカラシナ・ディフェンシンの抗体が十分な能力を持たない旨の連絡を受けて検討しました結果、被告方において引き続きカラシナ・ディフェンシンの抗体を作製してもらうのが相当ではないかと考えています。

つきましては、この提案に異論がある場合には、その理由と対案を示していただきたく、宜しく願いいたします。

なお、当裁判所としましては、早急に鑑定嘱託先と連絡を取り、速やかに本鑑定で必要となる抗体の量を確定するよう求めたいと考えています。

以上